学校における働き方改革

「校務DX」の推進

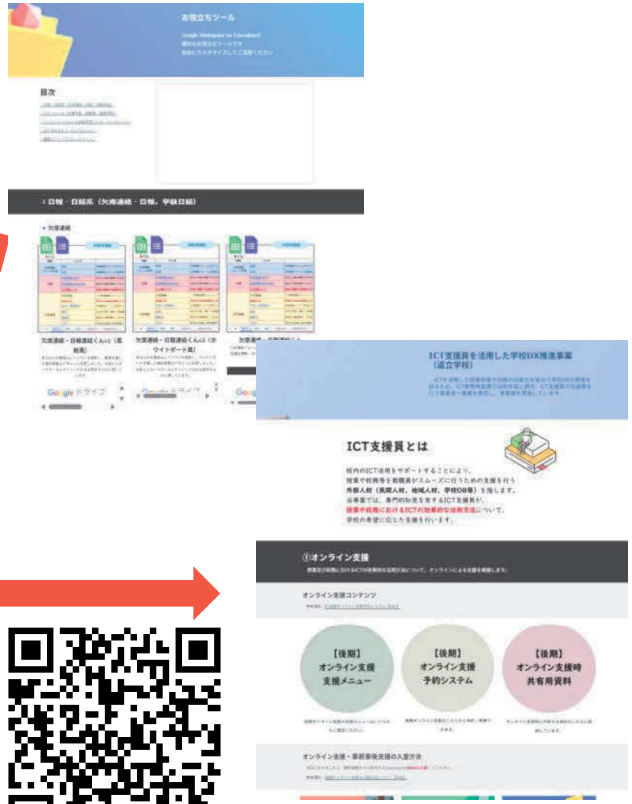

学校における働き方改革

生成AIで「校務DX」を加速化

事例「議事録の作成」

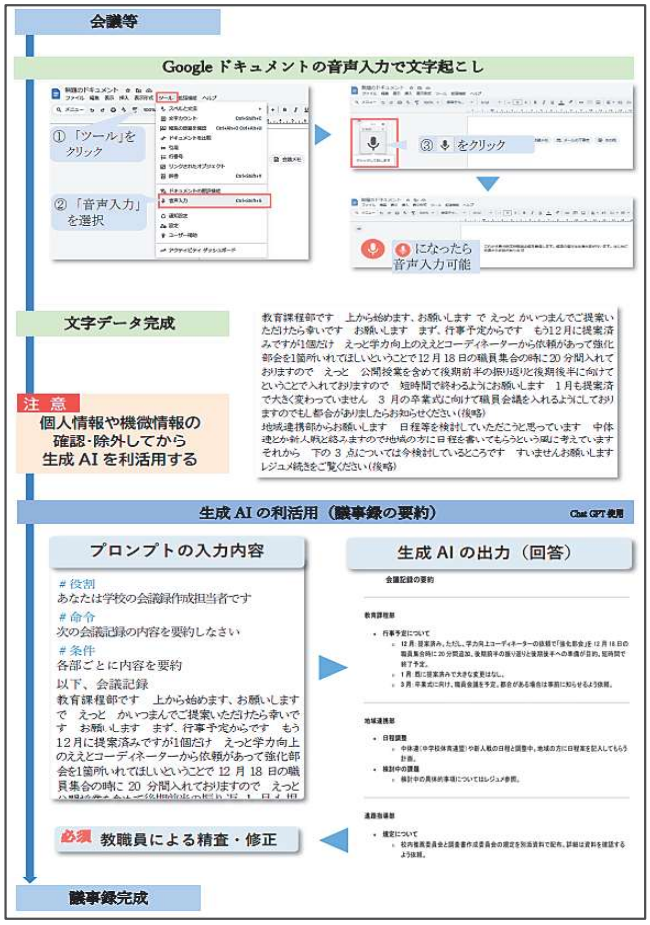

事例「教材の作成」

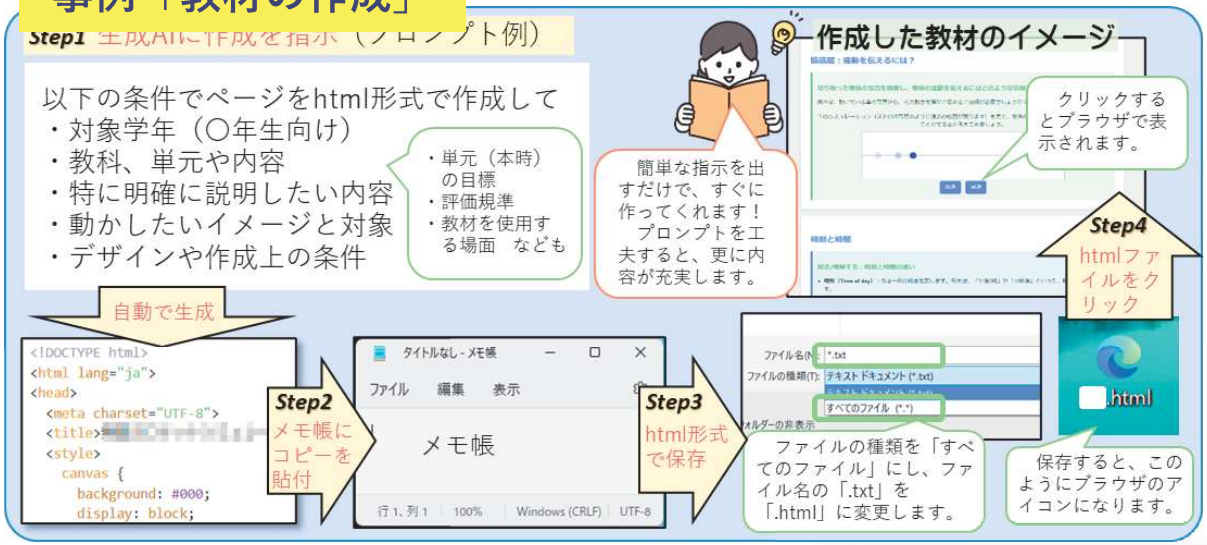

	具体的な利活用の例
授業準備	授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台作成
	授業の振り返りの集約
	授業での発問に対する回答のシミュレーション相手として活用
	授業で使用したワークシートや振り返りの内容を基にテスト問題のたたき台作成
	校外学習の実施行程のたたき台を作成
教務管理	時間割・授業時数案の作成
	指導案・指導計画案の作成
生活指導	各種アンケートの設問案の作成、集計結果などの取りまとめ
	心の健康観察等のデータ分析
情報発信	各種お便り（学年・学級通信、学校だより、保健室だより等）のたたき台の作成
	学校行事に関する HP 掲載文や報告記事のたたき台を作成
会議・校内研修	各種会議や校内研修の資料のたたき台を作成
	会議、研修や講演会の録画を読み込ませ、要約・議事録案を作成

３　健康教育

健康教育

○　学校における熱中症対策

熱中症とは

- 体温を平熱に保つために汗をかき、**体内の水分や塩分**（ナトリウムなど）**の減少や血液の流れが滞る**などして、**体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称**です。
- **死に至る可能性のある病態**です。
- **予防法を**知って、それを**実践することで、防ぐことができます**。
- **応急処置を知っていれば、重症化を回避**し後遺症を軽減できます。

熱中症及びその疑いによる救急搬送件数

○　道内公立学校（札幌市立学校を除く）における熱中症発生状況（H30～R7）

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
H30	2	11	20	2	35
R1	2	6	10		18
R2	1	2	7		10
R3	1	2	4	1	8
R4		1	1	2	4
R5	3	11	22	1	37
R6	3	8	10		21
R7	8	21	16		45

健康教育

暑さ指数（WBGT）を用いた活動の判断

- 児童生徒の熱中症を予防するため、**定期的に暑さ指数（WBGT）計を用いて計測（活動場所で測定）**することで環境条件の評価を行うとともに、**下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断**を行います。

暑さ指数（WBGT）	湿球温度（注1）	乾球温度（注1）	注意すべき生活活動の目安（注2）	日常生活における注意事項（注2）	熱中症予防運動指針（注1）	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	全ての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	**運動は原則中止** 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。	
28～31℃（注3）	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	**厳重警戒（激しい運動は中止）** 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人（注4）は運動を軽減または中止。	
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。	**警戒（積極的に休憩）** 熱中症の危険性が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般には危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	**注意（積極的に水分補給）** 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	
21℃以下	18℃以下	24℃以下			**ほぼ安全（適宜水分補給）** 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	

Point!
暑熱環境や児童生徒の実態が異なることから、様々な指針を基に、**学校として基準を定める必要があります**。

暑さ指数（WBGT）は、判断基準の一つです。低い値であっても、運動強度や個人の体調等により、熱中症で救急搬送された事例があります。

（注1）公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。
同指針補足　＊乾球温度（気温）を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
＊熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安で有り、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
（注2）日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」（2013）より。
（注3）28～31℃では、28℃以上31℃未満を示す。以下同様。
（注4）暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。
下記ウェブサイトの情報を基に作成
(1) 環境省熱中症予防情報サイト　https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php
(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」
https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html

（参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省））

暑さ指数（WBGT）
31以上では、
体育活動や
部活動を
「原則中止」
とします。

参考
「学校における熱中症対策の体制の充実について」（令和８（2026年）４月３日付け事務連絡）

健康教育

「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」が発表されたときの対応

熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）とは

環境省が、**府県予報区等内**の**いずれか**の暑さ指数情報提供地点における、**日最高暑さ指数（WBGT）※が33**（予測値、小数点以下四捨五入）**に達すると予測される場合**に発表

※一日のうちで最も高い暑さ指数

参考：「改正気候変動適応法の施行について」（令和６年３月５日　環境省大臣官房環境保健部）

◎「熱中症警戒情報」が発表されたときには、暑さ指数、児童生徒や地域の状況、学校の環境等を勘案し、臨時休業の実施を検討します。

○　**環境省の「熱中症予防情報サイト」により、自校の所在地又は近隣の地域における暑さ指数予報を確認**する。

○　登下校時の安全が確保でき、空調設備が整備されているなど、暑熱環境の危険性を低くできる場合には、必ずしも臨時休業とする必要はなく、**状況に応じて判断**する。

【根拠規定】
○　北海道立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第１号）（抄）
（臨時休業）
第27条　校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時に授業を行わないことができる。
(1) 学校所在地又は大半の幼児、児童若しくは生徒が居住している地域に、気象等に関する特別警報が発表されたとき等、非常変災その他急迫の事情があるとき。
(2) その他校務の運営上やむを得ないと校長が認めるとき。
（臨時休業の報告）
第28条　校長は、前条の規定により臨時に授業を行わなかったときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

健康教育

学校における熱中症事故の未然防止に向けた取組

１　気温が高くなり始める時期や休業日明けでは、児童生徒の体が、暑さや学校における様々な活動等に慣れていない状況を踏まえ、暑熱順化に要する期間を考慮し、実施時期、運動の強度、内容、時間などを検討し、早くから暑熱順化に向けた調整を行うこと。（暑熱順化：体を暑さに徐々にならしていくこと）

２　活動場所で測定した暑さ指数が、31℃以上で運動を原則中止することはもとより、28℃を超える場合も体温が上昇しやすい運動は避けることが重要であるほか、20℃以下においても、湿度等その他の条件により熱中症事故が発生していることを踏まえ、当初の活動内容を代替の内容に変更したり、運動の回数や強度を減らしたり、活動場所を変更したりするなど、環境により適切かつ柔軟な対応を行うこと。（暑さ指数（WBGT）：人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、気温、湿度、日射・輻射、風の要素をもとに算出する指標）

３　活動する場所（普通教室、特別教室、体育館など）の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。

４　熱中症事故は、多くが体育・スポーツ活動中に発生しているが、吹奏楽など運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生していること、WBGTが低い状況でも熱中症事故が発生することを全教職員が理解して対応すること。

５　活動前の体調把握を確実に行い、風邪気味や睡眠不足、既往症などの熱中症に陥りやすい状況を考慮した対応を適切に行うことができるよう、全教職員で共通理解を図ること。

参考：「学校における熱中症事故の未然防止に向けた取組について」（令和８年（2026年）４月３日付け教健体第10号　北海道教育委員会）

健康教育

○　学校におけるアレルギー対応

食物アレルギーを有する児童生徒の在籍状況

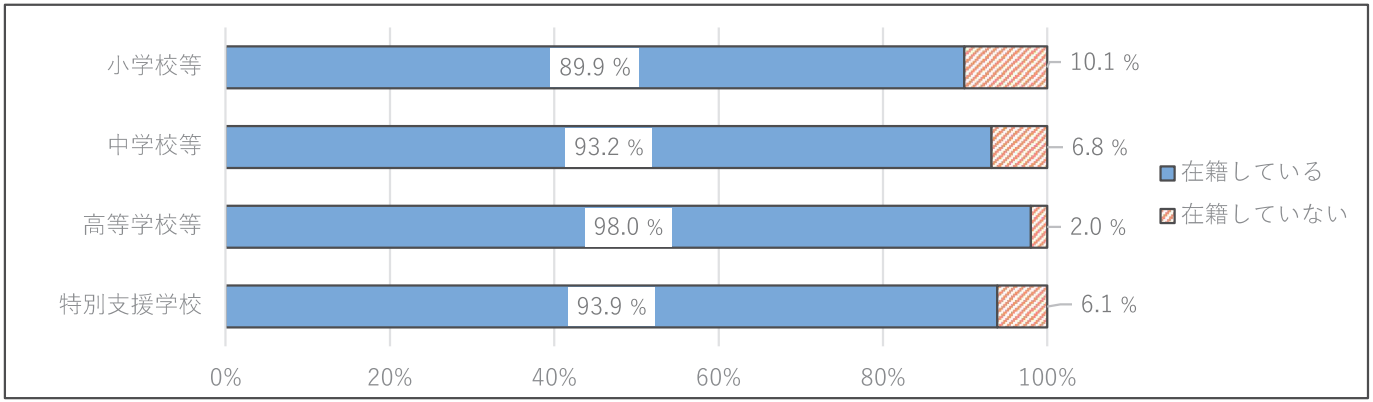

エピペンを保持している児童生徒の在籍状況

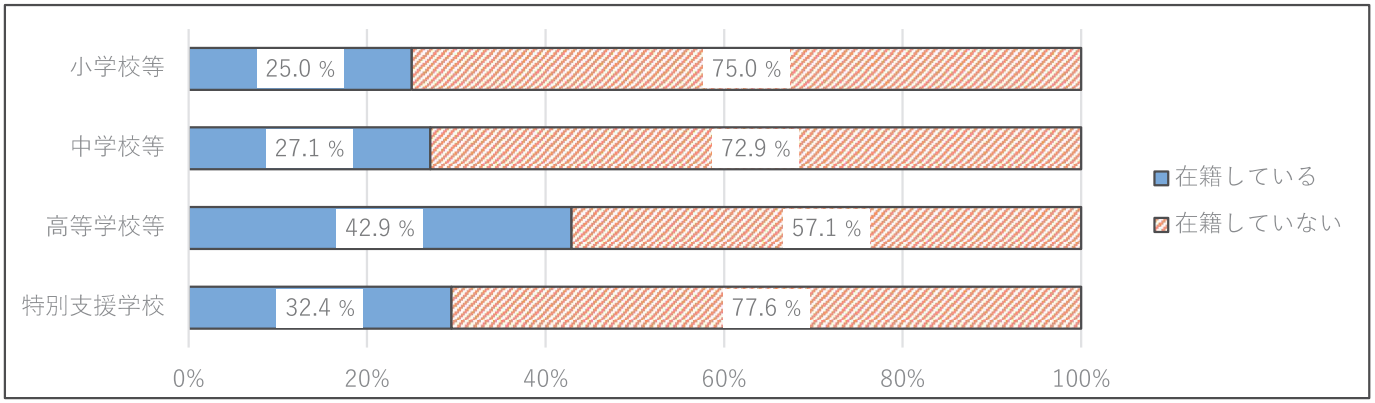

校内研修の実施状況

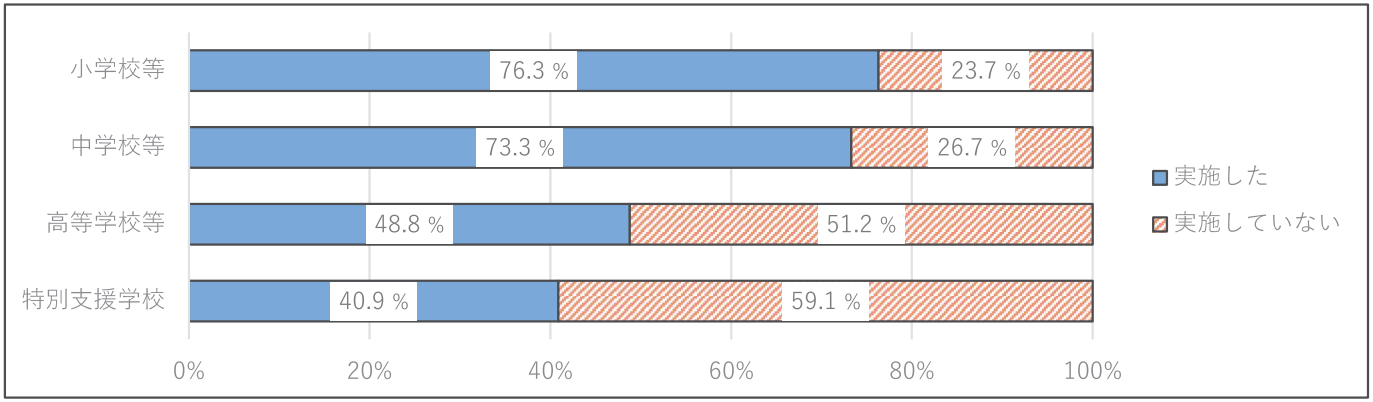

出典：「令和５年度食物アレルギーに関する調査」、「令和５年度（2023年度）公立学校児童等の健康状態に関する調査報告書」（北海道教育委員会）